第二十三条第一項	加算した金額	加算した金額とし、当該基準法人税額に租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額
	、同法	、法人税法
第二十九条第二項	附帯税の額を除く	附帯税の額を除くものとし、当該各課税事業年度の所得基準法人税額に租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする

第三十八条の五第一項第一号中「（連結法人）」を「（当該法人）」に改め、「他の連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第六項第一号中「独立行政法人環境再生保全機構」を削り、同条第十項第四号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十六項中「一むね」を「一棟」に改め、同条第十九項中「すべて」を「全て」に、「前条第八項に規定する法人税申告書」を「確定申告書等」に改め、同条第二十六項中「読み替える」を「、「第六十二条の三第一項又は第八項の規定に」とあるのは「第六十三条第一項の規定に」と、「並びに租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第八項の」とあるのは「及び租税特別措置法第六十三条第一項の」と読み替える」に改め、同条に次の一項を加える。

27　前条第四十四項の規定は、法第六十三条第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前条第四十四項中「第六十二条の三第一項又は第八項の規定に」とあるのは、「第六十三条第一項の規定に」と読み替えるものとする。

第三十九条の二第二項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改め、同条第五項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第六十五条の三第一項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令第四条第三号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。

第三十九条の五第十五項中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条第二十項第二号中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二十八項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条第三十項中「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を「農地利用集積円滑化団体等」に改める。

第三十九条の六第二項中「第八条第一項」を「第五条第三項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、「第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地利用集積円滑化団体が一般社団法人又は一般財団法人である場合には」を「一般社団法人若しくは一般財団法人である当該農地利用集積円滑化団体にあつては」に、「その行う同法第四条第二項第一号又は第三項第一号ロに掲げる農地売買等事業」を「これらの法人の次の各号に掲げる区分に応じその行う当該各号に定める事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該農地中間管理機構　農業経営基盤強化促進法第七条の規定により行われる事業（同条第一号に掲げるものに限る。）

二　当該農地利用集積円滑化団体　農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号ロに掲げるものに限る。）

第三十九条の七第三項から第五項までを次のように改める。

3　法第六十五条の七第一項の表の第一号の下欄のロに規定する政令で定める区域は、中部圏開発整備法第二条第四項に規定する都市開発区域とする。

4　法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める区域は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域とし、同欄に規定する政令で定める事務所又は事業所は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。）とする。

5　法第六十五条の七第一項の表の第六号の上欄に規定する政令で定める区域は、都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区若しくは同条第二項に規定する地区の定められた市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域（同欄に規定する既成市街地等を除く。）とし、同表の第六号の下欄に規定する政令で定める施策は、都市再開発法による市街地再開発事業（その施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であるものに限る。）に関する都市計画とし、同欄に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　再開発会社（都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社をいう。）が当該市街地再開発事業を施行する場合において、同法第七十三条第一項に規定する権利変換計画において定められた同項第十五号に規定する施設建築敷地若しくはその共有持分及び施設建築物の一部等を当該再開発会社が取得する場合におけるこれらの資産又は同法第百十八条の七第一項に規定する管理処分計画において定められた同項第八号に規定する建築施設の部分を当該再開発会社が取得する場合におけるこれらの資産

二　建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの（その敷地の用に供される土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）を含む。）

イ　中高層耐火建築物（地上階数四以上の中高層の建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）以外の建物

ロ　住宅の用に供される部分が含まれる建物（住宅の用に供される部分に限る。）

第三十九条の七第六項を削り、同条第七項中「上欄に規定する」の下に「政令で定める地区は、地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区として国土交通大臣が定める基準に該当する地区であつて国土交通大臣が指定する地区とし、同欄に規定する」を加え、「防災再開発促進地区」を「危険密集市街地」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法第六十五条の七第一項の表の第十号の上欄に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第二号ロにおいて同じ。）、沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第二号ロにおいて同じ。）又は漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。次項第二号ロにおいて同じ。）の用に供されている船舶　二十五年

二　前号に掲げる船舶以外の船舶　四十五年

第三十九条の七第九項第二号中「買換資産に該当する船舶（以下この号において「買換船舶」という。）の」を「船舶でその」に、「当該買換船舶の取得の日までの期間が当該買換船舶」を「取得の日までの期間（以下この号において「船齢」という。）がその船舶」に、「未満である場合の当該買換船舶」を「に満たないもの（次に掲げる船舶にあつては、それぞれ次に定めるものに限る。）」に改め、同号に次のように加える。

イ　漁業の用に供される船舶　その船齢が十五年に満たないもの

ロ　海洋運輸業、沿海運輸業及び漁業以外の事業の用に供される船舶　その船齢が耐用年数（法人税法の規定により定められている耐用年数をいう。）以下であるもの